

著作権



契約



「みなさん〜ん」 知財の時間 ですよ

身近な事例から学ぶ、
知的財産50のQ&A



オンライン配信

編著 一般財団法人たんぽぽの家

商品開発

身近な事例から学ぶ、
知的財産50のQ&A

みなさん!!
知財の時間
ですよ

はじめまして。
知財学習推進室です。



これまで福祉における
ものづくりの現場で



表現を守り広げるための
ゲームや冊子の制作をはじめ、
各地での研修を行ってきました。

でも、まだまだ
「知財って難しい!」

知財

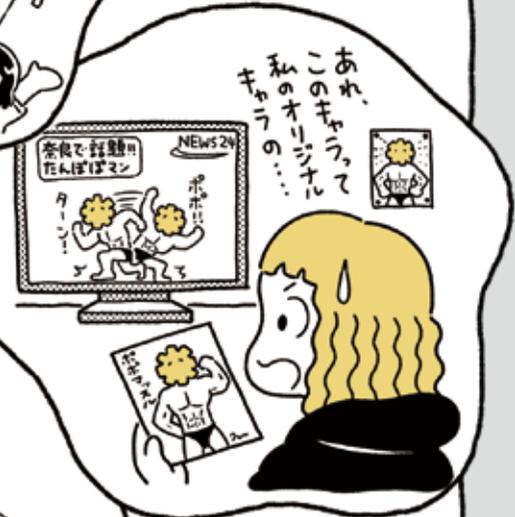
「こんなときどうしたらいいの?」
という声をたくさん耳にします。

たとえば
こんなことはありませんか?



著作権使用料の
決め方がわからない……。

自分の作品が
転用されちゃった!



パクってないのに
大炎上……!

そんなお困りごとに答えるべく、
身近な事例で知財を学ぶ
50のQ&Aをつくりました。



この本では、ものづくりや福祉の現場での知的財産にまつわるあれこれについて、7つの章で解説していきます。

「あるある」と頷きながら読んでみてね



1 権利は 誰のもの?

著作権の対象や範囲、権利者など、知っているようで実は知らない基礎知識を紹介。

- 著作物
- 著作権
- 共同制作
- コラージュ
- 演劇・舞台
- 所有権
- 職務著作

2 発表をする、 その前に。

自分や他者がつくった作品を、公に発表・利用する際の注意点について理解を深めましょう。

- キャラクター
- 模写
- 動画投稿サービス
- BGM
- 作品記録
- 展覧会

3 せっかくだから、 広めたい!

画像やテキストを気軽にネットで公開できる現代。情報発信にまつわる権利をおさらいします。

- 複製権
- SNS
- 公衆送信権
- 肖像権
- 使用許諾
- 撮影

4 販売する前に、 考えたいこと。

オンラインでの商品販売や作品制作における配慮、権利のあり方について知っていきましょう。

- 商標登録
- オンラインサービス
- 意匠権
- 郷土玩具
- 映像作品
- 作品貸出

6 悩ましい、契約や 管理のこと……。

作品貸出・利用にあたっての契約上の留意点、費用の考え方や保管方法のツボを説明します。

- 作品貸出
- 著作権使用料
- 契約書
- 保管・所蔵
- デジタルアーカイブ

5 知っておきたい、 お金の話!

作品の価値のつけ方、販売後の収益や分配、作品の販売方法にまつわるポイントに着目!

- 価格
- 売上
- 分配
- 対価
- クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

7 こんなとき、 どうする?

作品の制作・発信・貸出にともなう、知的財産に関するトラブルシューティングについて解説。

- パクリ
- 破損
- Web
- SNS
- 転売
- 保険・補償
- プライバシー

身近な事例から学ぶ、 知的財産50のQ&A

1 権利は誰のもの？

- Q 1 メモ用紙に絵を描きました。これも著作権で保護されるの？ ……12
- Q 2 誰かと一緒につくった作品、著作権はどうなるの？ ……16
- Q 3 コラージュ(切り貼り)作品の著作権、どこからどこまで誰のもの？ ……18
- Q 4 ダンスや演劇作品の著作権って、どうなっているの？ ……20
- Q 5 販売した作品の著作権は、購入者へ渡ってしまうのかな？ ……22
- Q 6 「そのアイデアいただきっ!」って、パクリになるの？ ……24
- Q 7 勤務中に制作したイラストや絵画。著作権は誰のものになるの？ ……26
- Q 8 Tシャツやコーヒーカップのような製品も「著作物」になるのかな？ ……28

2 発表をする、その前に。

- Q 9 アニメキャラの絵を描きました。この作品、発表してもいいのかな？ ……30
- Q 10 写真集や図鑑を見て描いた作品、発表してもいいよね？ ……32
- Q 11 好きな歌手の曲を歌う姿を撮影して、YouTubeにアップしたい。問題ないよね？ ……34
- Q 12 演劇公演のBGMで、ロックバンドの曲を使いたい。事前に許可をとらないとダメ？ ……36
- Q 13 作品が完成したときに、記録しておくべき情報を教えて！ ……38
- Q 14 作家本人は発表に興味がないけど、とってもいい作品なので紹介したい。展覧会に出してもいい？ ……40
- column 01 障害のある人の表現活動×デジタル技術の可能性 大井卓也 ……42

3 せっかくだから、広めたい!

- Q 15 自分たちの活動が紹介された新聞記事。コピーして広報に活用してもOK? ……44
- Q 16 写真家が撮影してくれた記録写真。素敵なので、SNSで紹介したい! 気をつけるべきことは? ……46
- Q 17 職場の様子やアーティストの制作風景、SNSにアップして広めてもいい? ……48
- Q 18 展覧会場内撮影OKにしたい。気をつけることってありますか? ……50
- Q 19 展覧会のチラシを制作中です。利用者の作品を使いたいのですが、本人に掲載許可は必要ですか? ……52

4 販売する前に、考えたいこと。

Q 20 新商品の商品名を考えた。
これって、そのまま使えるの？ ……54

Q 24 iPadで描いたデジタル画。
売ってみたいけど、どうすればいい？ ……66

Q 21 オンラインで商品を販売したい！
何からはじめたらいいのかな？ ……58

Q 25 映像作品を販売するときに、
気をつけるべきことはありますか？ ……68

Q 22 かたちが素敵な洋服。生地を変えて、
私のオリジナルとして販売していい？ ……62

Q 26 1年間の契約で、貸出中の絵画作品。
デジタルデータを商品化してもいい？ ……70

Q 23 地元で伝わる郷土玩具をモチーフに、
新しいグッズをつくって販売したい。
どこに相談したらいいのかな？ ……64

column 02 デジタルアセットは著作権の夢を見るか 永井幸輔
……72

5 知っておきたい、お金の話！

Q 27 作品の値段って、
どうやってつけているの？ ……74

Q 30 作品を販売するには、
どんな方法がありますか？ ……84

Q 28 作品の売上は、すべて作家のもの？
施設との分配はどう考えたらいい？ ……78

Q 31 いろんな人に使ってもらって、
作品を広めたい。さて、どうしよう？ ……88

Q 29 在籍している作家のイラストを
マグカップに転写して商品化しました。
そのときの対価はどう考える？ ……82

column 03 売ることに残していく 李沙耶
……90

6 悩ましい、契約や管理のこと……。

Q 32 展覧会などに作品を貸し出すとき、
どんな点に注意したらいいの？ ……92

Q 38 施設では絵を保管したいのに、
作家がどんどんあげてしまいます。
どうしたらいいですか？ ……108

Q 33 契約書を書くのは難しい……。
口約束は、契約にならないの？ ……94

Q 39 どんどん増えていく作品。
保管場所に限りがあるのですが、
何か良い解決策はありますか？ ……110

Q 34 福祉施設が障害のある人の
アート作品を発信するために
必要な契約は？ ……96

Q 40 作品のデジタルアーカイブを
検討中です。データの作成方法や
活用方法について教えて！ ……114

Q 35 作品のモチーフを活用して、
商品展開したい。作家との契約は、
商品を製作するたびに交わすべき？ ……100

Q 41 どんどん増え続けていく作品。
作家はどうしても捨てたくない様子。
どうすべきか悩みます。 ……116

Q 36 「作品を商品化したい！」と
とある企業から相談がありました。
著作権使用料は、どう決めたらいい？ ……102

Q 42 退所された方・亡くなった方の作品は、
どのように扱ったらいいのかな？ ……118

Q 37 意思確認が難しい作家と、
どうやって契約を交わせばいいの？ ……106

column 04 障害のあるアーティストと向き合う、その倫理観 柴崎由美子
……120

7 こんなとき、どうする？

- Q 4.3 オーダーを受けて描いた作品。「気に入らないから、お金は払えない」と言われてしまいました。困った……。……………122
- Q 4.4 展覧会に出した作品が「パクリだ!」とネットで大炎上。そんなつもりはないのに……。……………124
- Q 4.5 Webサイトにアップした作品画像が、無断でSNSやチラシに掲載されていた! どうしよう……。……………126
- Q 4.6 販売した作品が転売されてしまって、行方不明に。出展したいんだけど、どうしたらいいの? ……………128
- Q 4.7 展覧会に出展するために貸し出していた作品が、戻ってきたら壊れてしまっていた。どうしよう! ……………130
- Q 4.8 所有権も著作権もすべて主催者側に譲渡する公募展。わからず応募して、入選しちゃった。辞退できる? ……………132
- Q 4.9 展覧会の主催者から、プロフィールに載せたくない情報の掲載を頼まれた。断ってもいい……。……………134
- Q 5.0 販売した作品が色あせ、「塗り直してほしい」という依頼が。作品の補償期間はどのくらい? ……………136

column 05 どうしたら著作権侵害になるの? 高島雄一郎 ……………138

参考文献 & Webサイトリスト	……………140
おわりに	……………146
知財学習推進プロジェクト 発行物のご案内	……………148

身近な事例から学ぶ、
知的財産50のQ&A

Q
1

メモ用紙に絵を描きました。
これも著作権で保護されるの？



意図せずできた傑作。でも、作品として描いたわけでもないし……。

何気なく描いた絵や文字に、妙に惹かれる……なんて経験はありませんか？
まずは、著作権が発生する「著作物」の定義を知っていきましょう。

A
1

「表現」されたものは
著作権で保護されます。

イメージや気持ちを独自に表現したものは、「著作物」に該当します。つまり、絵を描いた当人に作品をつくっている意識がなくても、著作権で保護される対象になるということ。アーティストが手がけた作品に限らず、私たちが気ままに綴る日記や、スマートフォンで撮った写真なども、著作物にあたります。

Q
解説

著作物の定義

著作権法第2条第1項第1号では、著作物は「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。

思想又は感情^①を創作的^②に表現^③したものであつて、
文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

- ①「思想又は感情」：人間の精神活動から生まれたアイデアや意見、想いや気持ちなど。
- ②「創作的」：作り手の個性が表れた独自の表現であること。上手下手、プロアマ問わず、たとえばチラシの裏に描いた子どもの絵でも、その子ども独自の表現であれば著作物として認められます。
- ③「表現」：独創的なことを思いついただけでは、著作物にはなりません。文章や身振り手振り、画像映像などなど、何らかの方法を通じて表に現したものである必要があります。

基礎知識：著作権の分類と保護期間

① 著作権の分類

さまざまな「著作物」を保護する著作権ですが、実は大きく2つに分けられます。ひとつは、作者の人格的利益を守る「著作者人格権」、もうひとつは財産的利益を守る「著作財産権」。一般に「著作権」と言うときは後者を指すことが多いでしょう（ただし、本書で用いる「著作権」という言葉は、特別に断らない限り、「著作者人格権」と「著作財産権」の両方の意味を含みます）。また、それぞれの権利のなかにも細かい分類があります。

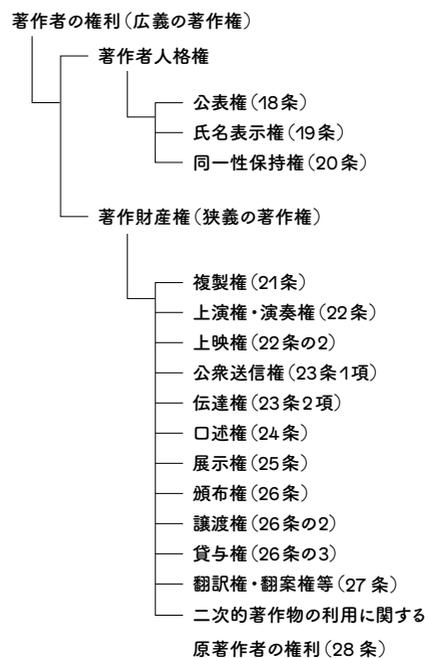
● 著作者人格権

作者にとって著作物は自分の分身とも言える大切な存在。尊厳を最低限担保できるよう、著作者人格権という権利が定められています。作者には著作物を公表するかどうか、またどんな名前を表示するかを自分で決め、他人が勝手に著作物を改変することを禁じる権利があります。

● 著作財産権

作者の財産的側面を守るための権利です。作者には著作物を複製したり展示をしたりして、世の中に広める権利が独占的に与えられています。著作財産権のことを狭義の「著作権」と呼ぶ場合もあります。

著作権法が定める権利の見取り図



② 著作権の発生

著作権はどこかに届ける必要がありません。作者が著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。一方で、特許権や商標権などの知的財産権は、特許庁に届け出て、審査のうちに認められた上で付与される権利です。

③ 著作権の保護期間

著作者人格権は作者が活着している間だけ認められる権利です。著作財産権の保護期間は没後70年まであり、作者が死亡した後は遺族がその権利を保護期間が切れるまで相続することができます。

④ 著作権の譲渡

著作財産権は他人に譲渡することが可能ですが、著作者人格権はその権利を他人に譲渡することも遺族に相続させることもできません。

著作者 = 著作物を創作する者

著作権者 = 著作財産権をもつ者

- ・権利を譲渡していない作者
- ・作者の死後、権利を相続した遺族
- ・権利を譲渡された者(出版社など)

Q 誰かと一緒につくった作品、
2 著作権はどうなるの？

1
権利は誰のもの？



共同制作では、誰に権利があるんだろう？

みんなでつくった作品を展覧会やWebサイトで発表したい。
その前に、共同制作における著作権が誰に生じるのかを理解しておきましょう。

A 関わった人全員に、
2 著作権が発生することがあります。

複数の人が協力してつくった作品は「共同著作物*」となり、
利用の際は関わった人全員の合意が必要です。ただし、制作
の補助にとどまる場合など、共同著作物にならないケースも。
歌詞と曲が組み合わさった歌のように、複数の著作物からなる
作品は「結合著作物」と呼ばれ、個別の著作権が発生します。

*共同著作物とは、「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に
利用することができないもの」(著作権法第2条第1項第12号より)を指す

事例

参加型ワークショップでの共同制作

関西で活動するアーティストの鮎川奈央
子さん・采奈菜子さんは、参加型ワーク
ショップを企画し、学生や障害のある人な
ど10数名とともにオブジェを制作しまし
た。このとき、制作方法を考え、素材の準
備やファシリテートを行ったのは鮎川さん
と采さんです。しかし、参加者が思い思い
に制作した点を考えれば、完成したオブ
ジェは共同著作物。全員に著作権が帰
属すると言えます。ワークショップで共同
制作した作品を展示する際に、参加者
一人ひとりの名前を省略するケースはま
だまだ少なくありません。つくり手全員への
リスペクトを示すことが大切です。



参加型ワークショップ「カラフルなまちをつくる」の
制作風景